

令和 8 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税につきましては、日頃よりご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税では、土地や家屋のほかに、事業のために用いることができる償却資産についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在における償却資産について申告していただくことになります。

つきましては、この手引きを参考に申告書を作成のうえ、下記期限までにご提出ください。

申告期限 令和 8 年 2 月 2 日（月）

★ 提出していただく書類 ★

前年中に資産の増加や減少があった方	☐ 償却資産申告書 ☐ 増加用（草色）、減少用（赤色）の種類別明細書
前年中に資産の増加や減少がなかった方	☐ 償却資産申告書 →「18 備考（添付書類等）」欄の「1. 資産の増減なし」を○で囲んでください。
初めて申告する方	☐ 償却資産申告書 ☐ 増加用（草色）の種類別明細書
電算機による全資産申告をする方	☐ 償却資産申告書 → <u>高山市が送付した印字された申告書があれば、その申告書を使用しない場合でも、必ず同封して提出してください。</u> (e L T A X による申告を除く) ☐ 1 月 1 日現在の全資産の種類別明細書 →資産内容が前年度と変更がない場合でも、全資産の種類別明細書（評価額、課税標準額等を記載）を添付してください。

※上記のほか、マイナンバー制度に係る書類が必要な場合がありますので、12 ページもご確認ください。

☆ 電子申告（エルタックス）による提出方法 ☆

高山市ではインターネット（地方税ポータルシステム「e L T A X（エルタックス）」）による電子申告を受け付けています。専用ソフト（P C d e s k）をダウンロードすれば、申告書の作成が容易にできます。

利用可能時間は 8 時 30 分～24 時（土日祝、年末年始 12/29～1/3 は除く）で、エルタックスの場合は電子署名をすることでマイナンバー関係書類の提出が省略できますので、便利なエルタックスを是非ご活用ください。

※エルタックスの操作方法等は、地方税共同機構（下記）へ直接お問合せください。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク：電話 0570-081459（上記の電話番号でつながらない場合は 03-6745-0720）

≪受付時間：土日祝、年末年始 12/29～1/3 を除く 平日 9 時～17 時≫



◆ 申告書の提出は、各支所の税務担当窓口でも行うことができます。

◆ 郵送による提出で申告書の控えに受付印が必要な場合は、返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封してください。

◆ 自社作成様式により郵便で提出される場合は、高山市が作成した申告書等を同封して提出してください。

（この手引きは令和 7 年 10 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。）

岐 阜 県 高 山 市

1. 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

(1) 償却資産の種類と具体例

資産の種類	主な償却資産の例示	
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)など
	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、LAN設備など 詳しくは4ページ「家屋と償却資産の区分表」を参照してください。
2 機械及び装置	工作機械・印刷機械・土木建設用機械等の各種産業用機械、太陽光発電設備など	
3 船舶	一般船舶、ボートなど	
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号の上一桁が0又は9ではじまるもの)など	
6 工具、器具及び備品	冷暖房機器、パソコン、陳列ケース、冷凍冷蔵庫、自動販売機、机、椅子、ロッカー、金庫、レジスター、応接セット、室内装飾品、その他業務用の備品など	

(2) 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供する資産で、次に掲げる資産も申告が必要です。

- ◆ 建設仮勘定で経理されている資産
- ◆ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産
- ◆ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- ◆ 償却済資産(減価償却を終えた資産)
- ◆ 遊休資産(稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産)
- ◆ 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼動していない資産)
- ◆ 借用資産(リース資産)であっても、契約満了後に借主の所有物となるような資産
- ◆ 取得価額が30万円未満で、税務会計上租税特別措置法の適用により即時償却した資産 ※1

(3) 申告の対象とならない資産

- ◆ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの(例:トラクター、小型フォークリフト、構内で用いるダンプカーなどを含む)
- ◆ 無形固定資産(例:水利権、漁業権、特許権、実用新案権、意匠権、ソフトウェア、営業権)
- ◆ 商品、貯蔵品
- ◆ 生物(鑑賞用・興行用のものを除く)
- ◆ 取得価額が1点100万円を超える美術品
- ◆ 所有権移転外リースとして貸し出す資産のうち、平成20年4月1日以降に取得された資産で取得価額が20万円未満のもの
- ◆ 1個(又は1組)の取得価額が20万円未満で、法人税法又は所得税法上3年で一括償却する資産 ※2
- ◆ 使用可能期間が1年未満、又は1個(又は1組)の取得価額が10万円未満で、税務会計上一時に損金又は必要経費に算入された資産 ※3

(4) 経理区分と取得価額による申告の要否一覧

○＝申告必要 ×＝申告不要

取得価額	一般減価償却	即時償却 ※1	3年一括償却 ※2	一時損金算入 ※3
10万円未満	○	○	×	×
10万円以上20万円未満	○	○	×	
20万円以上30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

※上記「×」のうち、貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除きます。

(5) 業種別の主な償却資産(具体例)

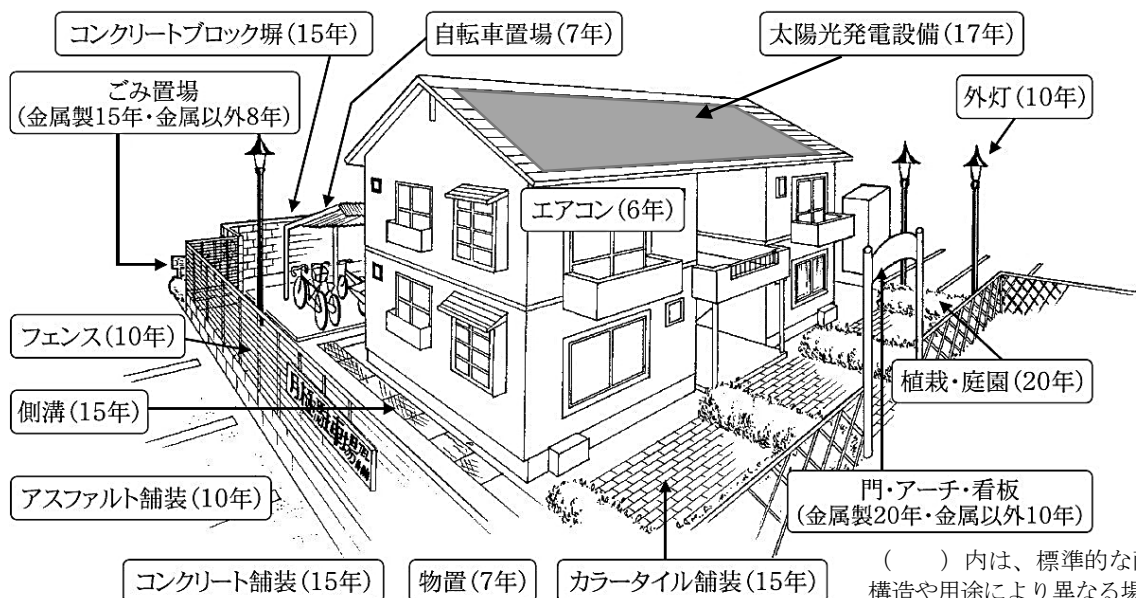
業種名	主な償却資産
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、側溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、中央監視装置、簡易間仕切、冷暖房機器、応接セット、ロッカー、キャビネット、LAN設備、パソコン、コピー機、レジスター、金庫など
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷凍冷蔵庫など
飲食業	自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷凍冷蔵庫など
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒滅菌器、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシンなど
医療業	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン)、各種キャビネットなど
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)など
製造業(工場)	旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備など
旅館、ホテル	ガスレンジ等の厨房設備、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷機、エレクトーン等の楽器、放送設備など
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、玉計数機、カラオケセット、接客用家具など
印刷業	各種印刷機、裁断機など
建設業	ポンプ、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサー、ブルドーザー・パワーショベル等の大型特殊自動車など
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、ガソリン計量器、地下タンクなど
農業	田植機(乗用でない)、稲刈機、脱穀機、きのこ栽培用ほだ木、ビニールハウス、農業用構築物、農耕用車輛(5ページの小型特殊自動車に該当しないもの)など
不動産賃貸業	駐車場舗装、自転車置場、ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックスなど

太陽光発電設備について

- ◆ 法人・個人事業主に関わらず、事業の用に供する太陽光発電設備は、余剰売電・全量売電・自家消費のいずれにおいても償却資産の申告が必要です。また、非事業主の個人であっても発電出力10キロワット以上の設備は、償却資産の申告対象となります。
- ◆ 取得年月については、売電されている設備は売電開始日が取得年月となりますのでご注意ください。
- ◆ なお、太陽光パネルが屋根材として設置された設備は、固定資産税の家屋の対象となりますので、別途ご連絡をお願いします。

賃貸アパートの主な償却資産

※アパート本体は、家屋として課税されます。



(6) 家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作・建具等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式、建具等	○			◎
電気設備	高压受変電設備	設備一式（配線・配管を含む）		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式（配線・配管を含む）		◎		◎
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎		◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力（高压）配線設備	特定の生産又は業務用の設備一式（配線・配管を含む）		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	L A N設備	設備一式（機器・端末を含む）		◎		◎
	放送・拡声設備	マイクロフォン、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	マンションなどの集合玄関機等		◎		◎
		上記以外の家屋と一体の設備	○			◎
	監視カメラ（I T V） T V視聴設備	受像機（モニター、テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・機器類		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用） 中央制御式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管	○			◎
空調設備	空調設備	壁掛・窓掛等のエアコン、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		天井・壁面等への埋込式エアコン、上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備（換気扇等）	○			◎
その他の 設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、ホテル、百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備（給湯室の流し台等）	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
	その他設備等	融雪設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、郵便受、カーテン・ブラインド、簡易物置、ポール等		◎		◎
外構工事	外構工事	舗装路面、門・塀（フェンス等）、植栽、庭園等		◎		◎

(7) リース資産

- ◆ ファイナンスリース取引のうち、リース期間の終了時にリース資産の所有権が借主に無償で移転するもの等以外のもの（所有権移転外ファイナンスリース）について、国税においては、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要がある、借主は申告する必要はありません。
- ◆ ファイナンスリース取引にかかるリース資産について、所有者の取得価額が 20 万円未満である場合は、固定資産税（償却資産）の申告対象外となります。
- ◆ ファイナンスリース取引のうち、販売代金が完済された時に所有権が買主に移る条件付きの資産（所有権留保付売買資産）に当たる場合には、売主及び買主の共有とみなされ、連帯納税義務が生じますが、原則として買主が申告してください。

(8) 建物附属設備・特定付帯設備の取り扱い

- ◆ **建物附属設備の家屋と償却資産の区分について**
→ 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、4 ページの「家屋と償却資産の区分表」のとおり家屋と償却資産とに区分して課税されることから、償却資産に当たる建物附属設備は申告する必要があります。
- ◆ **借家にテナントの方が取り付けした特定付帯設備について**
→ 賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナント）が自ら事業を営むために取り付けした内装、造作及び建築設備（特定付帯設備）はテナントの方が申告する必要があります。

(9) 小型特殊自動車の市税の取扱い

次の小型特殊自動車は路上を走る、走らないに関係なく所有していること自体に軽自動車税が課税されますので、償却資産として申告せず、軽自動車として申告及び登録（ナンバープレートの取得）をしてください。

	長さ	幅	高さ	最高速度	総排気量
農耕作業用自動車（乗用）	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h 未満	制限なし
上記以外の小型特殊自動車	4.7m 以下	1.7m 以下	2.8m 以下	15km/h 以下	制限なし

- ◆ 農耕作業用自動車（乗用）の例：トラクター、田植機、マニアスプレッダー、コンバインなど
※型式認定番号が「農〇〇〇」のもの等
- ◆ 上記以外の小型特殊自動車の例：フォークリフト、ショベルローダ、ロードローラーなど
※型式認定番号が「特〇〇〇」のもの等
- ◆ 最高速度 35km/h 以上の農耕作業用自動車、最高速度 15km/h を超える産業・建設車両等は大型特殊自動車に該当しますので、償却資産の申告が必要になります。
- ◆ 乗用でないもので、事業用資産の場合は償却資産の申告が必要になります。

★これまで償却資産として申告されていた場合の手続き

① 償却資産の削除申告

→ 「種別明細書（減少資産用）」に必要事項を記入して削除の申告をしてください。（詳しくは 11 ページを参照）

② 軽自動車の登録申請

→ 市役所税務課又は支所の税務担当窓口へ身分証明書（顔写真付き）、販売証明書（販売日、販売店の記載があるもの）及び車種・車名・車体番号・型式認定番号がわかるものを持参してください。また、申請時には償却資産の申告書及び明細書も併せてご提出ください。

【軽自動車税の問合せ先】 高山市役所 税務課 税制係 <電話 0577-35-3136>

(10) 国税との比較

固定資産税（償却資産）の取扱いと国税の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項目	固定資産税（償却資産）	国税（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ（法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様）	定額法と定率法（平成 10 年以降取得の建物を除く）の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	制度なしのため、認められません	制度あり
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の 5%	備忘価額 1 円
改良費（資本的支出）	区分評価	区分評価（一部合算可）

(11) 耐用年数の短縮等を適用した資産の取扱い

令和 7 年 1 月 2 日から令和 8 年 1 月 1 日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産（平成 23 年 6 月 30 日以前に承認を受けているもの）の一時償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、申告書の該当箇所（9 ページ参照）を○で囲み、次の「耐用年数の短縮等の添付書類一覧」に掲げる書類を添付してください。

これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

【耐用年数の短縮等の添付書類一覧】

事項	国税における所轄	添付書類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認通知書（写）
増加償却	税務署長	増加償却の届出書（写）
陳腐化資産の一時償却	国税局長	陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書（写）
耐用年数の確認	税務署長	耐用年数の確認に関する届出書（写）

2. 税制上の優遇措置

次の資産については税制上の優遇措置があります。詳しくは税務課までお問合せください。
なお、いずれも法律改正により新設・延長・廃止など、内容や条項が改正される場合があります。

(1) 減免が適用される資産

高山市税条例で定める次のいずれかに該当する場合は申請により減免を受けることができます。該当資産がある場合は税務課にご相談いただき、手続きを行ってください。

- ◆ 貧困により生活のため公私の扶助を受ける方の所有する資産
- ◆ 公益のため直接専用する資産（有料で使用するものを除く）
- ◆ 市内で発生した自然災害（台風・地震・雪災など）や火災等により著しく価値を減じた資産
- ◆ その他特別の理由がある資産

(2) 非課税が適用される資産

地方税法（第 348 条、附則第 14 条）で定める非課税の要件を満たす資産（学校法人の教育施設、社会福祉法人の老人福祉施設・児童福祉施設・障害者支援施設等の事業用資産など）は、固定資産税が非課税になります。

該当資産がある場合は事前に税務課にご相談いただき、取得した翌年の 1 月 31 日までに「固定資産税非課税申告書」を提出してください。

(3) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法（第 349 条の 3、附則第 15 条）で定める特例の要件を満たす資産（下記①・②は一例）は、新規取得の場合のみに特例が適用され、固定資産税の課税標準額が減額となります。

該当資産がある場合は事前に税務課に要件を確認のうえ、適用される場合は「課税標準の特例適用届出書」及び添付書類を提出してください。

また申告の際には、申告書の種類別明細書の「摘要欄」にその旨の表示と適用条項を記入してください。（10 ページ参照）

※「課税標準の特例適用届出書」は市の HP からダウンロードできます。



① 先端設備等の減額制度

◆対象資産：中小企業等経営強化法に基づき中小事業者等が新規取得した認定先端設備等

◆特 例 率：1.5%以上の賃上げ表明ありの場合、最初の 3 年 1/2
3.0%以上の賃上げ表明ありの場合、最初の 5 年 1/4

◆適用期間：計画の認定日～令和 9 年 3 月 31 日の取得

※要件や提出書類等の詳細については、高山市ホームページ「中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定申請について」をご覧ください。



② 再生可能エネルギー発電設備の減額制度

◆対象資産：国の認定や補助等を受けて取得した太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス発電設備

◆特 例 率：設備の種類・取得時期・発電出力により異なります。

◆適用期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の取得

※特例率・要件・提出書類等の詳細については、高山市ホームページ「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について」をご覧ください。



(4) 課税免除又は不均一課税が適用される資産

高山市の条例で定める次の要件を満たす資産は 3 年間に限り、固定資産税の課税の免除又は不均一課税が適用されます。該当資産がある場合は事前に税務課にご相談いただき、取得した翌年の 1 月 31 日までに固定資産税の課税免除申請書又は不均一課税申請書及び関係書類を提出してください。

① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により課税免除が適用される資産

◆対象資産：土地・家屋・償却資産を取得又は製作もしくは建設（建物等については、増築・改築・修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む）
※資本金の額が 5000 万円超である法人は新設・増設のみ。

◆価額要件：業種や資本金の規模によって異なる。（詳細は市ホームページ参照）
※取得価額は、圧縮記帳の適用後の金額を用いて判定。

◆対象業種：製造業、旅館業（下宿営業除く）、農林水産物等販売業、情報サービス業等

◆対象地域：清見町、荘川町、久々野町、朝日町、高根町、上宝町、奥飛騨温泉郷



② 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）により課税免除が適用される資産

◆対象資産：県の承認を受け、かつ国に課税特例の確認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき、その事業の用に供するために設置した施設等に係る家屋・構築物・土地

※詳細は岐阜県ホームページをご確認ください。<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16595.html>



③ 地域再生法により課税免除・不均一課税が適用される資産

◆対象資産：県の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づき、特定業務施設等の用に供するために新設又は増設した土地・家屋・償却資産（※価額要件等あり）

◆税 率：移転型事業 1.4% → 3 年間 0%（課税免除）
拡充型事業 1.4% → 初年度 0%、第 2 年度 0.467%、第 3 年度 0.933%

※同じ資産で支援する制度が重複する期間は、課税免除が優先されます。

3. 評価額、税額等の算出と納税

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに1月1日（賦課期日）現在の評価額を算出します。ただし、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

(1) 評価額の計算方法

$$\begin{array}{ll} \text{前年中に取得した資産} & \text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} \div 2) \\ \text{前年前に取得した資産} & \text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率}) \end{array}$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで償却します。

【計算例】取得価額 700,000 円、取得年月 令和 7 年 4 月、耐用年数 3 年の資産の場合
→耐用年数 3 年に応ずる減価率は 0.536 ※下記(2)耐用年数に応ずる減価率表を参照

年度	計算式	評価額
令和 8 年度	700,000 円 × (1 - 0.536 ÷ 2)	512,400 円
令和 9 年度	512,400 円 × (1 - 0.536)	237,753 円
令和 10 年度	237,753 円 × (1 - 0.536)	110,317 円
令和 11 年度	110,317 円 × (1 - 0.536)	51,187 円
令和 12 年度	51,187 円 × (1 - 0.536) < 35,000 円	35,000 円

※令和 12 年度で取得価額の 5% (35,000 円) を下回るため、以降は 35,000 円となります。

(2) 耐用年数に応ずる減価率表（一部抜粋）

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	6	0.319	10	0.206	14	0.152	18	0.120
3	0.536	7	0.280	11	0.189	15	0.142	19	0.114
4	0.438	8	0.250	12	0.175	16	0.134	20	0.109
5	0.369	9	0.226	13	0.162	17	0.127	25	0.088

減価率表



(3) 申告していただく方

- ◆ 令和 8 年 1 月 1 日現在で高山市内に償却資産を所有されている方が対象となります。
- ◆ 資産を共有されている場合は、共有名義で代表の方が申告してください。
- ◆ 所有権留保付売買資産については、原則として借主の方が申告してください。（5 ページ参照）

(4) 課税標準額と免税点

- ◆ 毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在で高山市内に所有している資産の評価額の合計が課税標準額となります。
- ◆ 課税標準の特例の規定が適用される場合（7 ページ参照）は、課税標準額が減額されます。
- ◆ 償却資産の課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は課税されません。
(課税標準額の合計額が 150 万円未満で課税されない場合であっても申告は必要です。)

(5) 税率と税額の算出

$$\text{税額 (100 円未満切捨)} = \text{課税標準額 (1,000 円未満切捨)} \times \text{税率 (100 分の 1.4)}$$

(6) 納税と課税台帳の閲覧

- ◆ 5 月中旬に納税通知書を送付します。
- ◆ 高山市内に土地や家屋を所有されている場合は、固定資産税をまとめて通知します。
- ◆ 免税点未満で課税されない場合は、納税通知書を送付しません。
- ◆ 納期は原則として 5 月末日、7 月末日、10 月末日、翌年 2 月末日の年 4 回です。
- ◆ 納税については、金融機関窓口、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード・ネットバンキング決済のほか、口座振替もご利用いただけます。
- ◆ 申告などに基づいて決定した評価額等については、課税される年度の 4 月以降、高山市役所税務課においてご自身が所有されている資産に限り閲覧可能です。

4. 申告書の書き方

(1) 償却資産申告書の記入例

令和 8 年 1 月 10 日		令和 8 年度		償却資産申告書(償却資産課税台帳)		提出用		※所有者コード	
受付印		高山市長 殿							
1 住所 〔又は納税通知書送達先〕		2 氏名 〔法人にあってはその名称及び代表者の氏名〕		3 個人番号又は法人番号		4 事業種目 (資本等の金額)		5 事業開始年月	
① たかやまし はなおかまち 高山市花岡町2丁目18番地 (電話 0577-32-3333)		② たかやましさんぎょう (株)高山産業 代表取締役 高山太郎 (屋号)		③ 9876543210987		製材業 (20 百万円)		昭和 40 年 3 月	
6 この申告に添付する者の氏名及び氏名		7 税務士等の氏名		8 短縮耐用年数の承認		9 増加償却の届出		10 非課税該当資産	
高山 実 (電話 0577-35-3627)		高山 実 (電話 0577-35-3627)		有・無		有・無		有・無	
11 課税標準の特例		12 特別償却又は圧縮記載		13 税務会計上の償却方法		14 青色申告		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	
有・無		有・無		定率法・定額法		有・無		① 花岡町2丁目18 ② ③	
16 借用資産 (有・無)		17 事業所用家屋の所有区分		18 備考(添付書類等)		19 貸主の名称等		20 整理番号	
有・無		自己所有・借家		⑩ 次に該当する方も○印をつけて提出してください。		21 資産の増減なし		22 該当資産なし	
						3. 廃業ほか (年 月)			

資産の種類	前年取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	3300000	1500000	1500000	3300000
2 機械及び装置	8000000	1000000	4500000	11500000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	1470000	150000	500000	1820000
7 合計	12770000	2650000	6500000	16620000

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

自社作成様式又は電子申告（エルトックス）により申告される方のみ計算のうえ記載してください。

- ① 印字されている住所に誤りや変更があれば訂正してください。
- ② 印字されている氏名等に誤りがないか確認（法人は代表者名も記入）し、誤りや変更があれば訂正してください。
- ③ マイナンバー制度における個人番号又は法人番号を記入してください。
- ④ 課税標準の特例や非課税該当の資産がある場合は、「有」を○で囲んでください。
- ⑤ 前年取得したものに印字されている数字に誤りがあっても原則として修正しないでください。
- ⑥ 前年中に減少した資産を資産の種類ごとに合計して記入してください。
申告もれ等により前年より前に減少した資産などがあれば、含めてください。
- ⑦ 前年中に取得した資産を資産の種類ごとに合計して記入してください。
申告もれ等により前年より前に取得した資産などあれば、含めてください。
- ⑧ 計((イ)-(ロ)+(ハ))には、増減後の合計額を記入してください。
- ⑨ 借用資産（リース資産）がある場合は、「有」を○で囲み、貸主の名称を記入してください。
- ⑩ 以下に該当する場合には、備考欄の該当の番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

- ◆ 前年度と資産の増減がない場合・・・「1. 資産の増減なし」に○
 - ◆ 該当する償却資産がない場合・・・「2. 該当資産なし」に○
 - ◆ 廃業や相続等があった場合・・・「3. 廃業ほか」に○のうえ、以下の通り記入
- ア. 事業を廃業した場合又は法人が解散した場合
→「廃業」又は「解散」と記入し、その年月日を記入
- イ. 相続があった場合
A. 被相続人の申告書
→「〇〇が△△年□□月に相続」と記入し、相続により取得された方の住所・氏名を記入
B. 相続された方の申告書
→「被相続人〇〇より△△年□□月に相続」と記入し、被相続人の住所・氏名を記入
- ウ. 所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合
→異動事由（商号変更等）、異動年月日、旧住所、旧氏名等を記入

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

初めて申告される場合は全資産を、昨年申告されている方は**増加した資産（申告もれを含む）を、申告済みの資産に誤りがある方は修正部分を含めてすべて記入**してください。

令和 8 年度

所有者コード

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名 ① (株) 高山産業

2 枚のうち 2 枚目

行番号	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価償却率	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要
②	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
01	1	アスファルト舗装	1	5 7 4	1000000	10	0.0			①	
02	1	看板	1	5 7 4	500000	20	0.0			①	
03											
04	2	太陽光発電設備	1	5 7 7	27000000	17	0.0			①	
05	2	セイザイキ	1	430 7	3000000	12	0.0			①	
06											
07	6	12 キンコ	1	5 6 7	100000	20	0.0			①	
08	6	コピー機	1	5 7 10	400000	5	0.0			①	
09											
18											
小 計					32000000						

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

自社作成様式又は電子申告（エルタックス）により申告される方のみ、計算のうえ記載してください。

小計を記入

- 所有者名（氏名又は法人の名称等）を記入してください。
- 資産の種類を番号（下記参照）で記入してください。
【構造物＝1、機械及び装置＝2、船舶＝3、航空機＝4、車両及び運搬具＝5、工具、器具及び備品＝6】
- 申告済資産で誤りがある場合のみ申告資料に印字されている**資産コード**を転記してください。
- 資産の名称等を漢字、ひらがな、カタカナ、数字、アルファベットにより 20 文字以内で記入してください。
- 資産の数量（個数又は台数）を記入してください。
- 資産の取得年月を記入してください。
年号は、令和＝5、平成＝4、昭和＝3 としてください。**ただし、1 月 1 日に取得した場合は、その前年の 12 月を取得年月としてください。**
- 資産の取得価額（取引運賃、荷役費、運送保険料、関税等を含む）を記入してください。
改良費の支出がある場合は、本体部分と区分して記入してください。
地方税法では圧縮記帳の制度はありませんので、圧縮前取得価額を記入してください。
税込経理方式を採用されている場合は「消費税」を含んだ金額を記入してください。
- 「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（別表 1・2・5・6）に掲げる**耐用年数**（法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数）を記入してください。（各資産の**耐用年数について不明な場合は管轄の税務署へお問い合わせください。**）
中古資産について見積耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記入してください。
短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数を記入してください。
- 該当する**増加事由**の番号（下記参照）を○で囲んでください。
【1＝新規取得、2＝中古取得、3＝移動による受入、4＝その他（摘要欄に理由を記入）】
- 次に該当する資産の場合は**摘要欄**にその内容を記入してください。

耐用年数省令別表



- ◆ 市外から資産を移動した場合 → 【記入例】「岐阜市から」（同一事業所内での移動に限る）
- ◆ 課税標準の特例の適用を受ける場合（7 ページ参照）
→ 【記入例】「特附 15 の 43」（地方税法附則第 15 条第 43 項による特例に該当する場合）
- ◆ 中古資産の見積耐用年数を適用している場合 → 「中古」
※相続した資産は引き続き使用することから「中古資産」には当たりません。
- ◆ 耐用年数の短縮を適用している場合（6 ページ参照）→ 「短縮」
- ◆ 増加償却を適用している場合（6 ページ参照）→ 「増加償却」
- ◆ 資産の申告誤りや申告もれがあった場合 → 「申告誤り」、「申告もれ」
- ◆ 上記の他、資産の価格決定に当たって必要な事項があれば記入してください。→ 【例】「相続」

(3) 種類別明細書（減少資産用：赤字印刷）の記入例

減少資産がある場合に**減少した資産のみ**記入してください。また、事業の廃業、法人の解散、相続などにより資産が減少した場合も記入してください。

令和 8 年度

市町村コード		所有者コード		種類別明細書(減少資産用)		所有者名		1 数のうち	
						① 株式会社 高山産業		1 枚目	
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分
	②	③	④	⑤	⑥ 年 月	⑦	⑧	⑨	⑩
					年 月	十 百 千 円			1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他 1 全部 2 一部
01	1	1	アスファルト舗装	1	3 6 3 8	1500000	10		1・②・3・4 ①・2 舗装をし直したため
02									1・2・3・4 1・2
03	2	4	セイガイキ	1	4 2 5 3	1000000	12		①・2・3・4 ①・2 岐阜製材㈱へ
04									1・2・3・4 1・2
05	6	7	パソコン	1	5 2 2	150000	4		1・②・3・4 1・② 3台の内、1台廃棄
06									1・2・3・4 1・2
07									1・2・3・4 1・2
08									1・2・3・4 1・2
09									1・2・3・4 1・2
18									1・2・3・4 1・2
小計						2650000			小計を記入

- 所有者名（氏名又は法人の名称等）を記入してください。
- 「種類別明細書(申告資料)」に印字されている**資産の種類**の番号を転記してください。
- 「種類別明細書(申告資料)」に印字されている資産のうち、**抹消コード**（減少した資産の「資産コード」）を転記してください。※上記②の「資産の種類番号」とは異なりますのでご注意ください。
- 「種類別明細書(申告資料)」に印字されている資産のうち、減少した**資産の名称等**を転記してください。
- 「種類別明細書(申告資料)」に印字されている**数量**を転記してください。ただし、一部が減少した場合は**減少した数量**を記入してください。※⑦の【記入例】を参照
- 「種類別明細書(申告資料)」に印字されている**取得年月**を転記してください。
- 「種類別明細書(申告資料)」に印字されている**取得価額**を転記してください。ただし、一部が減少した場合は次の記入例を参考に記入してください。

【記入例】 パソコン 3 台を 450,000 円 (150,000 円/台) で取得し、そのうち 1 台を廃棄した場合
⑤の数量は「1」、⑦の取得価額は「150,000」と**減少した分の数値を記入**

- 「種類別明細書(申告資料)」に印字されている**耐用年数**を転記してください。
- 減少の事由及び区分**については以下のとおり記入してください。

(1) **減少の事由**：該当する減少事由の番号を○で囲んでください。

- 「1 売却」→ 資産を他に売却した場合
- 「2 滅失」→ 資産を廃棄、除去した場合（申告もれを含む）
- 「3 移動」→ 資産を市外へ移動した場合（同一事業所内での移動に限る）
- 「4 その他」→ 資産を二重申告した場合、個人が廃業又は法人が解散した場合、資産を軽自動車として登録した場合、相続人が相続した場合など

(2) **減少の区分**：該当する減少区分の番号を○で囲んでください。

- 「1 全部」→ 資産の全部を減少した場合
- 「2 一部」→ 資産の一部を減少した場合 【例】数量 3 台のうち 1 台減少した場合

- 次に該当する場合は**摘要欄**にその内容を記入してください。

- ◆ **売却した場合** → 売却先を記入 【記入例】「岐阜製材㈱へ」
- ◆ **滅失した場合** → 滅失理由を記入 【記入例】「舗装をし直したため」、「3 台の内、1 台廃棄」
- ◆ **移動した場合** → 移動先を記入 【記入例】「岐阜市へ移動」
- ◆ **その他の場合** → 減少の理由を具体的に記入 【記入例】「廃業」、「軽自登録」、「相続」等
※申告もれ等により前年より前に減少している場合は、減少した年月を併記してください。【記入例】R6.4 廃棄

5. 申告もれ等に関する注意事項

資産の多少、増減の有無に関わらず申告書の提出は必要です。
該当する資産がない場合、解散・廃業・休業及び移転等の場合でも事務手続きに必要となりますので、必ず備考欄にその旨を記載し提出してください。

(1) 償却資産の調査について

高山市では地方税法の規定に基づき、順次、以下のような償却資産の調査を行っております。

- ① 税務署等へ提出された申告書の閲覧と高山市への償却資産の申告書との比較調査
- ② 店舗・工場・貸家等の現地調査（内部の確認など）
- ③ 各種帳簿類の閲覧

対象となった方は、現地調査や各種帳簿類の提示（郵送含む）のご協力をお願いします。

なお、調査の結果、資産の未申告や申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。

(2) 過年度への遡及等について

調査による申告内容の修正や資産の申告もれ等による課税に際しては、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで課税させていただくこととなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（4回）とは異なり、納期は1回となります。また、不足税額に係る延滞金が増加されますのでご注意ください。

(3) 不申告、虚偽の申告をされた場合

正当な理由なく申告をされない場合又は虚偽の申告をした場合は、地方税法に基づく過料等が科せられることがあります。申告もれ等のないようご留意いただき、期限までに申告してください。

★ マイナンバー法による本人確認のお願い ★

個人番号を記載した申告書を提出していただく際には、マイナンバー法に定める本人確認を実施させていただきますので、提出の際には以下の確認資料をご持参（郵送の場合は確認資料を添付）ください。

なお、法人番号を記載した申告書やエルタックスによる申告の場合、確認資料の提出や添付は不要です。

本人が申告書を提出する場合（①と②の両方）

① 番号確認 右のうち、いずれか1点	個人番号カード（裏面）、通知カード（記載事項に変更がない場合）、住民票の写し（個人番号付き・有効期限内）等
② 身元確認 右のうち、いずれか1点	個人番号カード（表面）、運転免許証等の顔写真付き身分証明書、顔写真のない身分証明書の場合は2点

代理人が申告書を提出する場合（①～③のそれぞれが必要）

① 本人の番号確認 右のうち、いずれか1点	本人の個人番号カード、通知カード（記載事項に変更がない場合）、住民票の写し（個人番号付き・有効期限内）等の写し
② 代理人の身元確認 右のうち、いずれか1点	代理人の個人番号カード、代理人の運転免許証、代理人の税理士証票、登記事項証明書及び社員証（代理人が法人の場合）等
③ 代理人権確認 右のうち、いずれか1点	委任状、税務代理人権限証書 等

【提出及び問合せ先】

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
高山市役所（2階）税務課 資産税係（償却資産担当）
【電話】0577-35-3627（直通） 【FAX】0577-35-3163
【HP】<https://www.city.takayama.lg.jp/index.html>
※高山市ホームページの広報ID検索で「1014597」を入力

